

鳥取県農業経営基盤強化資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農業経営基盤強化資金利子補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けている者又は認定を受けた法人の構成員若しくは構成員になろうとする者（以下「認定農業者」という。）が効率的・安定的な経営体を目指し、農業経営改善計画に即して、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）に基づく農業経営基盤強化資金（以下「本資金」という。）を借り受けた場合において、当該認定農業者の利子負担を軽減し、農家の経営安定に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、認定農業者が貸付けを受けた本資金について、第1号に掲げる額に第2号、第3号又は第4号に掲げる率を乗じて得た額（次項において「補助対象経費」という。）以上の間接補助金を、当該認定農業者に交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、第3号については貸付けの日から起算して5年を経過したものを、第4号については貸付けの日から起算して10年を経過したものを除く。

(1) 当該資金の資金年度は1月1日から12月31日までとし、毎年度において償還計画（償還計画変更がされた場合については変更後の償還計画）における最終償還日までの1年間までの期間において発生した償還利息の計算の基礎となった額（延滞額を除く。）

(2) 本資金の貸付決定又は貸付実行が平成22年3月31日までに行われたものについては、貸付けを受けた年利率から、農山漁村振興緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成22年3月29日付農経A第321号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる財団法人農林水産長期金融協会（以下、長期金融協会という。）からの利子助成率及び次に掲げる利率を減じた率

ア 貸付決定又は貸付実行年度が平成12年度から平成14年度までのもの

次の表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

償還期限	貸付実行後の期間	利率
11年以上	7年以内	0.5%

	8年以上	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率
11年未満	5年以内	0.5%
	6年以上	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

イ 貸付決定又は貸付実行年度が平成15年度から平成17年度までのもの

次の表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

償還期限	貸付実行後の期間	利率
11年以上	7年以内	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率から1パーセントを減じた率（ただし、当該利率が0.5パーセントを下回る場合にあっては、0.5パーセント）
	8年以上	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率
11年未満	5年以内	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率から1パーセントを減じた率（ただし、当該利率が0.5パーセントを下回る場合にあっては、0.5パーセント）
	6年以上	別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

ウ ア及びイ以外の場合

別表の左欄及び中欄に掲げる区分による右欄に掲げる率

(3) 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定された本資金については、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の定めるところにより長期金融協会から利子助成を受けるものについて、貸付けを受けた年利率から、長期金融協会からの利子助成率を減じた率

(4) 平成23年9月1日以降に貸付決定された本資金のうち、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）別表1に定める農山漁村6次産業化対策整備事業のIの1の(1)6次産業化推進整備事業に係る補助金の交付を受けて当該補助事業を実施する者（6次産業化推進整備事業実施要領（平成24年4月20日付け23食産第4068号農林水産省食料産業局長通知）第4の1に定める農林漁業者団体をいう。）が、当該補助事業の実施に必要な経費（当該補助金交付額を除く。）を融通するため貸し付けられたものについて、その貸付を受けた年利率

2 本補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年2月20日までに行うものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。
- 3 第1項の交付申請書の提出をもって規則第17条第1項に規定する実績報告書の提出があったものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

	補助事業者等	間接補助事業者
第13条、第14条、	交付決定	間接交付の決定
第16条第2項後段、	補助事業等	間接補助事業
第17条及び第26条	知事	市町村長
	対象事業	間接補助事業
	補助金及び間接県費補助金等	間接補助金

(指示等の報告)

第7条 補助事業者は、前条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(間接補助金の支払)

第8条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、所轄の総合事務所長に1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月22日から施行し、平成17年度事業から適用するものとする。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月7日から施行し、平成21年度事業から適用するものとする。

附 則

この改正は、平成23年3月8日から施行し、平成22年度事業から適用するものとする。

附 則

この改正は、平成23年5月11日から施行し、平成23年度事業から適用するものとする。

附 則

この改正は、平成24年10月9日から施行し、平成24年度事業から適用するものとする。

附 則

この改正は、平成28年3月14日から施行し、平成28年度事業から適用するものとする。

鳥取県農業経営基盤強化資金利子補助事業計画書及び実績報告書(6次産業化分を除く)

資金名	貸付年度	借入者名	借入額 (円)	約定 償還日	貸付金利 (A) (%)	長期金融 協会の利子 助成率 (B) (%)	農家借付 金利 (A)-(B) (%)	融 資 高 残 (延滞額を 除く) (a) (円)	貸 付 期 間	貸 付 日 数 (b)	積 算 (a)×(b) (c) (円)	融 資 均 高 残 (c)÷365	県 の 利 子 補 助 率 (%)	県 の 利 子 補 助 額 (円)	市町村の 利子 補助率 (県分含む) (%)	市町村の 利子補助額		未 端 借 付 金 利 (C)-(D) (%)	
																(県分含む) (円)	(うち市町村費) (円)		
農業経営基盤 強化資金									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
									～										
合 計																			

注1: 認定農業者から提出された残高等確認書の写しを添付すること

注2: 農山漁村6次産業化対策事業費補助金(6次産業化推進整備事業に限る。)の交付を受けて行う場合の補助残高融資に係る利子補助については、除くこと。

【記入例】

資金名	貸付年度	借入者名	借入額 (円)	約定 償還日	貸付金利 (%)	長期金融 協会等か らの利子 助成率 (%)	農家借付 金利 (A)-(B) (%)	融 残 (延滞額を 除く) (円)	貸 期	貸 付 日 数 (b)	積 数 (a)×(b) (円)	融 平 残 高 (c)÷365	県 の 利 子 補 助 率 (%)	県 の 利 子 補 助 額 (円)	市 町 村 の 利 子 補 助 率 (%)	市町村の 利子補助額		未 端 借 付 金 利 (C)-(D) (%)	
																(県分含む) (円)	(うち市町村費) (円)		
農業経営基盤 強化資金									~										
									~										
									~										
									~										
合 計																			

【記入例】 <貸し付け条件>貸付額：3,000万円、償還12年据置期間なし、貸付日：4月16日、償還日：年1回6月15日 の場合

資金名	貸付年度	借入者名	借入額 (円)	約定 償還日	貸付金利 (%)	長期金融 協会等か らの利子 助成率 (%)	農家借付 金利 (A)-(B) (%)	融 残 (延滞額を 除く) (円)	貸 期	貸 付 日 数 (b)	積 数 (a)×(b) (円)	融 平 残 高 (c)÷365	県 の 利 子 補 助 率 (%)	県 の 利 子 補 助 額 (円)	市 町 村 の 利 子 補 助 率 (%)	市町村の 利子補助額		未 端 借 付 金 利 (C)-(D) (%)
																(県分含む) (円)	(うち市町村費) (円)	
↓融資初年の「残高等確認書」により確認。																		
長期協会の利子助成は受けられないため0% ↓																		
農業経営基盤 強化資金	H23	〇〇〇〇	3,000,000	6月15日	1.000	0.000	1.000	3,000,000	4月16日～6月15日	61	183,000,000	501,370	0.500	2,506	1.000	5,013	2,507	0.000
貸付2年目～9年目																		
農業経営基盤 強化資金	H23	〇〇〇〇	3,000,000	6月15日	1.000	0.000	1.000	2,750,000	6月16日～6月15日	365	1,003,750,000	2,750,000	0.500	13,750	1.000	27,500	13,750	0.000
貸付10年目																		
農業経営基盤 強化資金	H23	〇〇〇〇	3,000,000	6月15日	1.000	0.000	1.000	750,000	6月16日～4月15日	304	228,000,000	624,658	0.500	3,123	1.000	6,246	3,123	0.000

↑貸付から10年後の日までが利子補助対象。
以降は、融資残高があっても利子補助対象とならない。

鳥取県農業経営基盤強化資金利子補助事業計画書及び実績報告書 (6次産業化分)

資金名	補助金交付決定番号 及び交付決定年月日	貸付年月日	借入者名	借入額 (円)	約定 償還日	貸付金 (円)	長期金融 協会等公 的からの利子 助成率 (%)	農家借付 金利 (A)-(B) (%)	融 資 残 高 (延滞額を除 く) (円)	貸 期	付 間	貸付 日数 (b)	積 算 (a)×(b) (円)	貸 均 高 残 高 (c)÷365	県の 利子 補助率 (%)	県の 利子 補助額 (円)	市町村の 利子 補助率 (県分含む) (%)	市町村の 利子補助額		未端借付 金利 (C)-(D) (%)																		
																		(県分含む) (円)	(うち市町村分) (円)																			
農業経営基盤 強化資金 (6次産業化)										～																												
										～																												
										～																												
										～																												
合 計																																						

注1：認定農業者から提出された残高等確認書の写しを添付すること。
 注2：補助金交付決定番号及び交付決定日については、申請者から農山漁村6次産業化対策事業費補助金（6次産業化推進整備事業に限る。）の交付決定通知書の写しを徴収して記載すること。

【記入例】

資金名	補助金交付決定番号 及び交付決定年月日	貸付年月日	借入者名	借入額	約定 償還日	貸付金 利率 (A) (%)	長期金融 協会等か らの利子 助成率 (B) (%)	農家借付 金利率 (A)-(B) (C) (%)	融資 高 除 (延滞額を 除く)	貸 期	貸 付 日 数 (b)	積 積 (a) × (b) (c) (円)	融 平 残 高 (c) ÷ 365	県 の 利 子 補 助 率 (%)	県 の 利 子 補 助 額 (円)	市町村の 利 子 補 助 率 (%)	市町村の 利 子 補 助 額		本 端 借 付 金 利 率 (C)-(D) (%)	
																	(県分含む) (円)	(うち市町村費) (円)		
農業経営基盤 強化資金 (六次産業化)										～										
合 計																				

【記入例】 <貸し付け条件> 貸付額：3,000万円、償還：12年、償還期間なし、貸付日：4月16日、償還日：年1回6月15日 の場合

資金名	補助金交付決定番号 及び交付決定年月日	貸付年月日	借入者名	借入額	約定 償還日	市場 貸付金 利率 (A) (%)	長期金融 協会等か らの利子 助 成率 (B) (%)	農家借付 金利率 (A)-(B) (C) (%)	融 資 高 除 (延滞額を 除く)	貸 期	貸 付 日 数 (b)	積 積 (a) × (b) (c) (円)	融 平 残 高 (c) ÷ 365	県 の 利 子 補 助 率 (%)	県 の 利 子 補 助 額 (円)	市町村の 利 子 補 助 率 (%)	市町村の 利 子 補 助 額		本 端 借 付 金 利 率 (C)-(D) (%)
																	(県分含む) (円)	(うち市町村費) (円)	
農業経営基盤 強化資金 (六次産業化)	番号 H23.3.16	H23	〇〇〇〇	3,000,000	6月15日	1.000	0.000	1.000	3,000,000	4月16日～6月15日	61	183,000,000	501,370	0.500	2,506	1.000	5,013	2,507	0.000
長期協会の利子助成は受けられないため0% ↓ 融資初年度の「残高等確認書」により確認。																			
貸付2年目～9年目	番号 H23.3.16	H23	〇〇〇〇	3,000,000	6月15日	1.000	0.000	1.000	2,750,000	6月16日～6月15日	365	1,003,750,000	2,750,000	0.500	13,750	1.000	27,500	13,750	0.000
貸付10年目	番号 H23.3.16	H23	〇〇〇〇	3,000,000	6月15日	1.000	0.000	1.000	750,000	6月16日～4月15日	304	228,000,000	624,658	0.500	3,123	1.000	6,246	3,123	0.000

↑ 貸付日から1.0年後の日までが利子補助対象。以降は、融資残高があっても利子補助対象とならない。

鳥取県農業経営基盤強化資金利子補助事業収支予算書及び決算書

1 収入の部

単位：円

区分	本年度決算額 うち6次産業化分	本年度予算額 (前年度予算額) うち6次産業化分	増減額 (A-B)		備考
			増 うち6次産業化分	減 うち6次産業化分	
県補助金		() ()			
市町村費		() ()			
計		() ()			

2 支出の部

単位：円

区分	本年度決算額 うち6次産業化分	本年度予算額 (前年度予算額) うち6次産業化分	増減額 (A-B)		備考
			増 うち6次産業化分	減 うち6次産業化分	
利子補助金		() ()			
計		() ()			

注1：表中「うち6次産業化分」には、要綱第3条第1項第4号に定める利子補助に係る額を記載すること。

注2：本年度予算額(前年度予算額)欄は、上段に本年度予算額を記入し、下段()内に前年度予算額を記入すること。増減額欄は、本年度決算額と本年度予算額の差額を記載すること。

番 号
年 月 日

様

職・氏名

印

年度鳥取県農業経営基盤強化資金利子補助金交付決定及び交付額確定
通知書

年 月 日付け（番号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農業経営基盤強化資金利子補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき、交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

担当： （連絡先 ）

記

1 補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

(1) 本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

(ア) 算定基準額	金	円
うち6次産業化補助残融資に係る額	金	円

(イ) 交付決定額	金	円
うち6次産業化補助残融資に係る額	金	円

(2) 交付確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県農業経営基盤強化資金利子補助金交付要綱（平成17年4月22日付第200400018406号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。